

# いじめ等防止基本方針

## 1 いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という）の定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」をいう。

## 2 いじめ等防止に向けた方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめ等のない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめ等を防止する取組が実践できるように指導、支援する。
- (3) いじめ等は、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめ等を未然に防ぎ、いじめ等が発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめ等を絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめ等の把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況把握に努める。
- (6) 学校いじめ等防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け定期的に点検と見直しを行う。

## 3 指導の重点

- (1) 正・不正を明確にし、守らなければならないことの意義を考え規範意識を高める。（思考・判断力）
- (2) 児童が自分の力を発揮し、自己実現する力を支援する。（自己肯定感・自己有用感）
- (3) 児童が自ら判断して行動する機会を多く設け、自己指導能力の育成を図る。（自己指導能力）
- (4) 相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心の教育を推進する。（コミュニケーション能力）

## 4 重点達成のための方策（※吉川小いじめ等防止学習プログラム参照）

### (1) 規範意識を高めるために

- ・「吉小よい子の約束（学校生活の約束）」「長期休業中の約束」の意義を話し合い、家庭・地域での生活においても判断のよりどころとするよう常に意識させる。
- ・危険回避能力を高め、危険な行為をしないよう具体的な事例をもとに各学年に応じ繰り返し事故防止と非行防止の指導をする。

- ・児童の発達段階、学級集団の実態に応じた学習や生活の基本的ルールを確立するとともに、集団のルールやきまりの必要性を理解し、正しく身に付ける学級を目指す。
- ・基本的な生活習慣や行動様式の向上を図るため生活目標を児童に意識づけ、**総務委員会**を中心に主体的な取組ができるように支援する。※生活目標年間計画参照
- ・インターネットを通じて送信される情報の特性を理解させる。
- ・いじめ等を発見した場合またはいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく教職員等に相談するよう働きかける。

## (2) 児童が自分の力を発揮し、自己実現する力を育むために

- ・相互評価を効果的に取り入れ、共感的人間関係づくりに努め、互いに認め合い、励まし合う学級づくりを進める。
- ・縦割り班活動での話し合い活動を大切に、協力して活動するよう支援する。
- ・縦割り班活動の中で、異学年交流を深め、活動後には、自分の頑張りや仲間の頑張りや良いところを見付け、お互いのよさを認め合うことができるようにする。(付箋紙やメッセージ等の交換)
- ・学級内で個に応じた役割(当番・係活動)を保障したり、一人一人が評価される活躍できる内容や場面を多く設定したりして、児童の存在感、学級への所属感を高める。

## (3) 自己指導能力の育成を図るために

- ・各教科の活動場面や学級活動の係活動等において、自己決定や自己表現の場を多様に設定する。
- ・目標やめあてを設定する場を設け、取組や活動を振り返らせ、自分を見つめさらに良くなるようとする意欲を育む。

## (4) 相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心を育てるために

- ・11月に「いじめ見逃しゼロスクール運動月間」を設け、中学校と連携した活動を推進する。これに合わせ、校内では、いじめを自分のこととして捉え、考え、議論する場を設け、吉川小学校いじめ見逃しゼロスクールに取り組む。
- ・「道徳教育」「人権教育、同和教育」の推進を図り、互いの人権を尊重し、思いやりの心を育て、いじめ等の防止に努める。いじめ等について考え、議論する場を設けたり、外部講師を活用したりする等により、道徳教育の充実を図る。(保護者への「**人権教育、同和教育**」授業の公開：11月)
- ・人権教育、同和教育月間を設けて、児童の実態に合わせた同和学習授業を実施する。(同和教育部と連携)
- ・望ましい人間関係づくりのためのスキル学習(全校SSE)を年2回実施する。

## 5 学校におけるいじめ等防止の対策のための組織と運営

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」の構成と運営 ※「いじめ不登校等指導・支援体制」参照

①委員会は、校長、教頭、生活指導主任、該当学級担任、**養護教諭**で構成し、適宜開催する。

②内容・案件により、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、JAST、CS委員、児童相談所、区保健師、市すこやか支援室、適応指導教室等の協力を要請する。

### (2) 未然防止・早期発見に係る組織

①教職員間の情報交換 ※「児童理解についての全体計画」参照

- ・教職員は、こまめな不断の情報交換に努め、いじめの情報を必ず学校内で共有する。
- ・毎週1回の「児童理解の会」での児童の情報交換を行う。
- ・保健室や学校訪問カウンセラーからの情報提供とその共有を図る。
- ・保護者向けアンケート（学校評価）を実施し、情報を得る。
- ・児童、保護者からの情報を活用する。
- ・長期に渡り指導を要する児童及びその傾向が見られる児童については、「**個人ファイル**」を作成し、情報を確実に引き継ぐ。

②教育相談体制 ※「児童理解についての全体計画」参照

- ・アンケート方法の工夫、担任以外による教育相談窓口の開設など、児童が本音で伝えやすい場の工夫をする。
- ・日常の観察、日記、連絡帳等から、児童の行動や気持ちを多面的にとらえる。
- ・日常的な教育相談を実施する。（チャンスカウンセリング）
- ・「おしえてねアンケート」（5月・10月）をもとに、「教育相談週間（年2回）を実施する。
- ・「心の健康チェック」での実態把握と心配な児童への教育相談を実施する。
- ・インターネット関連のトラブルやいじめを含めたアンケートの工夫をする。
- ・学校訪問カウンセラーの活用と教頭をはじめとする担当への報告、連絡、相談を徹底する。

③特別支援教育コーディネーター

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言を行う。
- ・個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、当該児童のニーズや特性を踏まえた指導・支援を行う。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携

①家庭との連携

- ・学校だよりや学年だよりによる子どもたちの活動の広報
- ・我が子の前で他の児童を批判するなど、いじめ等を誘発、助長する可能性があるような言動をしないようお願いすること
- ・学校いじめ等防止基本方針や学校いじめ等対策組織の周知（学校運営協議会、ホームページ、PTA総会や学校だより等で）
- ・インターネットを通じて送信される情報の特性等について理解し、我が子がいじめ等を行うことがないように、他者を思いやる意識、規範意識を養うようお願いすること

②地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・登下校時の交通指導、見守り隊の活動を通じた児童の実態の情報交換
- ・**青少年育成会議と連携した活動と情報交換**
- ・地域連携「児童の情報交換会」…主任児童委員、民生児童委員、学校職員
- ・児童クラブとの連携

(4) 職員研修の充実

- ・海外からの帰国児童、外国人児童、外国につながる児童への支援について
- ・性同一性障害、性的指向、性自認についての正しい理解や必要な対応について

6 いじめ等に対する具体的な措置・・・ 素早い事実確認と組織での対応

【独自の判断は禁物！素早く対応】

- ×「様子を見よう。」「悪ふざけだろう。」「単なる喧嘩だろう。」…の考えは捨てる。
- 『いじめ等は絶対に許されないもの』との認識に立つ。
- 『早期発見かつ即時対応』と『組織的対応』の認識に立つ。
- 『いじめられている子どもの側に立つ』ことを大前提にして判断する。
- 『小さい芽を小さいうちに摘む』ことを重視する。

(1) 速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者 → 担任、学年主任等 → 教頭・教務主任・生活指導主任 → 校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。

(2) いじめ・不登校対策委員会

- ・事実確認の計画

事実確認のための役割分担

◇被害児童への聞き取り

- \*教職員は、被害児童を守り通すという姿勢の下、被害者の視点に立ち『味方』となって支える立場で接する。
- \*いじめられていることを語りたがらない場合は、**あなたを守るために話してほしいこと**を伝え、できる限り不安を除去した上で、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

◇加害児童への聞き取り

- \*いじめ等に至るまでの気持ちなどについて話をさせる。
- \*いじめ等と感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
- \*『いじめ等は絶対に許されない行為』として、毅然とした態度で指導する。

◇周辺児童への聞き取り

- \*事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- \*内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- \*事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

◇被害児保護者、加害児保護者に対して

- \*保護者とは直に会って面談を行う。
- \*保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な説明をする。

\*保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

#### いじめ等への対処

##### ◇被害児童への対応及び支援

- \*被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携しながら、寄り添える体制を構築し、状況に応じて心理や福祉の専門家、警察官経験者等、外部専門家の協力を得ながら支援する。
- \*被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- \*被害児童が、加害児童との関係を望む場合は、学校職員や保護者が同席の下、謝罪や和解の場を設け、関係修復を図る。
- \*いじめ等が解消したと思われる場合でも、継続して見守り十分な注意を払う。
- \*解消に至っていない段階では、いじめ等を受けた児童を徹底的に守る。
- \*保護者には、当日中にいじめ等の様子を説明し、見守りや支援を依頼する。

##### ◇加害児童に対する措置

- \*いじめ等があったと確認された場合、学校は教職員と連携し、積極的にいじめ等を止めさせ、再発防止の措置を講ずる。必要に応じて、外部関係者の協力を得る。
- \*加害児童が、いじめ等は人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解し、自らの行為の責任を自覚するように指導する。
- \*迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応できるよう保護者に協力を求めるとともに、保護者への継続的な助言を行う。
- \*児童の個人情報の取扱等、プライバシーに十分留意する。
- \*いじめ等の状況に応じて、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め対処する。

##### ◇集団への働きかけ

- \*全ての児童がいじめ等を行わず、他の児童に対して行われるいじめ等を認識しながら放置することがないように、いじめ等が心身に及ぼす影響を理解させる教育活動を行う。
- \*いじめ等を発見した場合またはいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく、教職員等に相談するよう働きかける。
- \*年間計画に位置付けられた機会や臨時の学級会や集会等の活用により、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという態度を育む。

##### ◇いじめ等の解消について

- \*いじめ等は単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。少なくとも次の二点を満たして判断する。
  - ① いじめ等に係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

## ②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

### ◇重大事態について

- \* 重大事態とは、「いじめ等により当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめ等により当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されている。
- \* 重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」「いじめにより相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態といい、この段階から対応を開始する。その際、上越市教育委員会との速やかな情報共有及び連携した対応を行う。
- \* 重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であり、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等は、直ちに警察へ相談・通報を行い、援助を求め、連携して対応する。
- \* 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で、心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。
- \* 重大事態調査の調査主体は、上越市教育委員会が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。第三者を加えた調査組織となるように努める。自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高い場合、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等（事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない）第三者が調査をする。
- \* 児童（加害児童を含む）等へ、調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進める。
- \* 調査報告書を作成する。（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを参照する。）
- \* 調査、関係資料の保存は5年間。（延長する手続きも可。）

平成26年策定  
平成29年改訂  
及び31年改訂  
令和3年改訂  
令和6年改訂